

指定管理者制度に関する文部科学省 2005 年 1 月 25 日文書に対する社全協の見解

社会教育推進全国協議会常任委員会

2005 年 5 月 28 日

2003 年の地方自治法「改正」によって公の施設の管理受託者を民間事業者にまで拡大する指定管理者制度が導入された。いわゆる P F I 法（1999 年）の制定をはじめ、構造改革特別区域法（2003 年 4 月）、地方独立行政法人法（2003 年 7 月）そして今回の地方自治法改正による「指定管理者制度」の導入など、社会教育における市場化・民営化の流れが急速に強まっている。

このような中、文部科学省は、2005 年 1 月 25 日の全国主管部課長会議で「社会教育施設における指定管理者制度の適用について」（以下、1.25 文書という）を明らかにした。

1.25 文書の主なポイントは、①公民館、図書館及び博物館の社会教育施設については、「指定管理者制度を適用し、株式会社など民間事業者にも館長業務を含め全面的に管理を行わせることができること」。②指定管理者においても、公民館、図書館及び博物館は館長（博物館については学芸員も）を必ず置かなければならない。③社会教育法第 28 条や地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地方教育行政法）第 34 条では、館長や職員の任命を教育委員会が行うこととされるが、指定管理者が雇う者は公務員でないから、教育委員会の任命は不要である。④指定管理者制度の適用については、地方公共団体が判断するものであること、⑤「業務の範囲」は「公の施設の設置の目的を効果的に達成する」観点から設定すること、⑥個人情報の取扱には特に留意すること、⑦図書館に適用する場合、「利用料金の設定」に際して図書館法第 17 条の規定に「注意」すること、である。

指定管理者の適用をめぐる今回の文部科学省の法解釈は、以下にみるように現行法体系である憲法・教育基本法・社会教育法を根底から破壊しかねないものである。すなわち、

（１） 法解釈の根本にかかわる事柄を会議への提出文書という形式で出すこと自体極めて問題である。

（２） 株式会社など民間事業者への全面委託は、営利事業を禁止している社会教育法第 23 条と明らかに矛盾する。

（３） 教育委員会による教育機関職員の任命権を否定することは、地方教育行政法第 34 条（教育機関の職員の任命）と社会教育法第 28 条「市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、教育長の推薦により、当該市町村の教育委員会が任命する。」と明らかに矛盾する。

（４） 社会教育法・図書館法・博物館法・地方教育行政法など個別法優先の原理を明らかに否定している。

「個別法があればそれが優先する・・・」（片山国務大臣答弁、第 156 回国会総務委員会、2003 年 5 月 27 日）のであり、また、「道路法、河川法、学校教育法等個別の法律において公の施設の管理主体が限定される場合には、指定管理者制度を採ることができない・・・」（総務省自治行政局長通知、2003 年 7 月 17 日）。特に地方教育行政法第 23 条は「学校その他の教育機関」の「設置、管理及び廃止」は「教育委員会の職務権限」と規定しており、教育委員会に「管理主体が限定されている」ことは明白である。

また、このような指定管理者制度が公民館・図書館・博物館などに導入されるならば、

- （１） 民間事業者による経営や経費節減等による受益者負担の増大
- （２） 公民館運営審議会・図書館協議会・博物館協議会など住民自治システムの後退
- （３） 営利性・効率性優先による学習の自由の侵害
- （４） 指定期間設定による社会教育事業の継続性の否定
- （５） 社会教育施設で働く職員の労働条件の切り下げと専門性の後退

など、総じて地域住民の学ぶ権利が侵害されていくことが予想されよう。

私たちは、現行社会教育法制の理念を否定する今回の 1.25 文書に強く抗議するとともに、住民の学ぶ権利を保障する公的責務を担っている自治体教育委員会が社会教育法を遵守し社会教育機関に指定管理者制度を適用しないよう訴えるものである。